

日 時：令和6年12月4日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は藤原委員長、加藤委員、小笠原委員が御欠席でございます。

初めに、11月28日に第6回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたので、検討会座長の清水委員にその内容について御報告いただきたいと思います。清水委員、よろしくお願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

11月28日に第6回検討会が開かれました。その内容について御報告申し上げます。

一つ前の第5回検討会において、課徴金制度については、その対象範囲の明確化等について御議論がございました。また、団体訴訟制度に関しては、認定個人情報保護団体との関係についての御議論がございました。

これらを踏まえ、第6回検討会におきましては、まず課徴金制度の制度設計について、その全体像を事務局から提示し、議論を行いました。また、団体訴訟制度と認定個人情報保護団体との関係につきまして事務局より説明をし、議論を行いました。その後、本検討会のこれまでの議論において提起されました主な論点と、それに関連した構成員、関係団体からの御意見について整理した資料及びそれらを踏まえた検討会報告書の骨子を事務局より御説明した次第です。

今後、年末にかけまして、当初の予定どおり年内の取りまとめに向けて検討を進めていくつもりでございます。

以上でございます。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、第308回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は六つです。議題1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報作成事業者」の認定に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○山田企画官 いわゆる次世代医療基盤法に基づく「認定仮名加工医療情報作成事業者」の認定に係る協議について説明いたします。

資料1－1を御覧ください。1の「趣旨」です。次世代医療基盤法において主務大臣が認定仮名加工医療情報作成事業者の認定をしようとするときは、あらかじめ個人情報保護

委員会に協議をしなければならないとされています。今般、次の①から③までに記載の申請者より、認定仮名加工医療情報作成事業者の認定に係る申請が主務大臣に行われたことから、当該主務大臣から当委員会に対して認定の協議があったものです。

2の「検討内容」を御覧ください。3者それぞれの申請内容について、個人情報保護法との関係を踏まえ、①から⑦まで等について事務局にて確認いたしました。

①仮名加工医療情報の加工基準について、個人情報保護法における仮名加工情報と同等の基準により加工すること。

②仮名加工医療情報等の性質・規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること。

③認定仮名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲において、仮名加工医療情報を取り扱うこと。

④仮名加工医療情報等を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、消去すること。

⑤認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報について、原則として、第三者への提供を禁止していること。ただし、認定仮名加工医療情報利用事業者への提供については、一定の場合を除き、この禁止の対象から除かれているものとあります。

⑥仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合することを禁止していること。ただし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が、いわゆる薬機法に基づいて認定仮名加工医療情報作成事業者に対して行う調査に対し、当事業者による再識別を可能とすることを認めております。

⑦本人に対する連絡等のために、仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を禁止していること。

そのほか、認定仮名加工医療情報作成事業者は、提供した仮名加工医療情報について適切な取扱いが行われるよう、認定仮名加工医療情報利用事業者に対して適切な監督を行う体制を備えていることを併せて確認しております。

次のページを御覧ください。3の「対応案」についてです。本件協議書等によれば、今般の申請者においては、個人情報保護法が求める個人情報の保護のための措置等の水準と同等程度であり、個人情報等の適正な取扱いが確保されている内容であると認められます。

また、認定仮名加工医療情報作成事業者は、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては事業実施に当たって個人情報保護法の規律に従って運用される必要があります。

以上を踏まえ、本件協議については、資料1－2から資料1－4までの「記」のとおり、個人情報保護法の規定に従い適切に運用すること、主務大臣は、認定仮名加工医療情報作成事業者が仮名加工医療情報について適切な取扱いが確保されるよう、提供先の認定仮名加工医療情報利用事業者に対して必要かつ適切な監督を行っていることを定期的に確認する等の取組を行い、制度を適切に運用することについて意見を付した上で委員会として御

了承いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明に関して御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。それでは、次の議題に移ります。

議題2「第46回世界プライバシー会議（GPA）結果報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　第46回世界プライバシー会議（GPA）の結果報告を御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。10月28日から11月1日までの5日間、ジャージー代官管轄区において開催されましたGPAに、当委員会より浅井委員、石井専門委員等が出席いたしました。GPAは、各参加国のデータ保護・プライバシー機関の長などが出席するほか、オープンセッションでは企業や研究者など、民間からも参加することが可能となっています。

このオープンセッションは10月29日と30日の2日間開催され、対面約380人、オンライン約40人、合計約420人が参加し、個人（individual）や国際（international）といった、頭文字が“i”から始まるキーワードに着目し、「八つの“i”」を主要テーマとして掲げ、それぞれの“i”に関連した内容の講演やパネルディスカッションなどが行われました。また、今次会議では、ディベート形式での議論やデジタルネイティブ世代の学生へのインタビューといったユニークな試みもございました。

GPAメンバー及びオブザーバーのみが参加するクローズドセッションは、10月31日と11月1日の2日間開催され、先進的な取組を行う機関の知見等を共有するワークショップなどが実施されました。また、GPAの各作業部会（ワーキンググループ）からの活動報告等が行われ、その活動の成果として、今年は五つの決議案が採択されました。

次に、当委員会からの発言等を紹介します。浅井委員は、「越境移転ツールの強みと課題」をテーマとしたパネルディスカッションに登壇されました。信頼性のある自由なデータ流通、いわゆるDFFTの具体化に向けた取組として、越境移転ツールの普及促進の重要性について発信し、また、具体的な事例として、十分性認定と企業認証の二つのツールを取り上げて説明をいたしました。

また、クローズドセッションにおいて石井専門委員がパネリストとして登壇し、日本に

おける生成人工知能（AI）と個人情報保護をめぐる状況について説明しました。発表では、日本における生成AIの利用状況や利用に伴うリスクなどについて概説した後、具体的な事例を紹介しつつ、こどもに加えて高齢者といった脆弱な人々の個人情報保護の重要性について発言しました。

加えて、「OECDのガバメントアクセスに関する宣言と安全なデータ流通との関係性」をテーマとしたサイドイベントにおいて当委員会事務局職員が登壇し、DFFTとOECDの「民間部分が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」との関係について発言しました。

この会議と並行して、シンガポールのデータ保護当局等と個別に会談を実施し、意見交換を行いました。

次回会議は、来年9月に韓国にて開催される予定です。

次に、資料2-2を御覧ください。今回のGPAで採択された五つの決議の概要を示しております。

このうち、一つ目の「信頼性のある自由なデータ流通及びグローバルなデータ流通の効果的な規制に関する決議」について説明いたします。デジタル社会・デジタル経済の進展に伴う国際データ流通の必要性及び個人データの越境移転に伴うリスクの双方を踏まえ、DFFTの概念の下、国際データ流通の効果的な規制に向けた高水準のデータ保護を確保する取組の推進などを提唱しております。

次に、二つ目の「データ保護認証制度の活用を支持及び奨励する決議」について説明します。多くの国・地域のデータ保護法に認証制度の活用に係る規定があることや、認証制度の活用が効果的な執行を可能にする点などに鑑み、認証制度の活用をデータ保護の一般原則とみなすことなどを提唱しております。

これら当委員会も共同スポンサーとして参加の二つの決議につきましては、英語の原文を資料2-3及び2-5として、また、それらの仮訳を資料2-4及び2-6として添付しております。

御説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

また、会合に参加された浅井委員からも御説明をお願いします。

○浅井委員　どうもありがとうございます。私からも御報告をさせていただきます。

今回のGPA会議は、私にとって通算4度目の参加となりました。今回の会議では、私自身を含め、当委員会から複数の登壇の機会があり、個人情報保護委員会の取組を国際的に発信する大変良い機会になったほか、幅広い分野にわたる様々な講演やパネルディスカッションを聴取することで、最新の国際潮流や課題の把握にもつながり、非常に有意義な参加になったと実感しております。

また、私は対面での現地参加は一昨年の中東での第44回会合、昨年のバミューダでの第45回会合に続いて3度目となり、他国の個人情報保護当局や国際機関、関係団体の

代表者らと関係性を深めてきた経緯の上で、一步踏み込んだ意見交換をする機会も数多くありました。このように、多くの関係者と直接コミュニケーションを取れたことは、国際的な協力関係や信頼関係の深化・強化につながるものであり、非常に重要であると考えています。

さて、本年のGPAは、先ほど御説明があったように、例えば国際、つまりはinternationalなど、頭文字が小文字の“i”で始まる八つのキーワードを「八つの“i”」としてテーマに掲げて、これらに関連するトピックスが網羅的に取り扱われました。特にこどもの個人情報及びプライバシー保護の話題は注目度が高かったと思います。このこどものテーマについては、保護措置の在り方や教育・啓発活動の取組などの様々な切り口から複数の議論が行われました。中でも、現地ジャージー在住の10代の学生数人が参加したセッションは注目を集めていました。日々のSNSの使い方やネットいじめなど、若者の身近な問題を通じてプライバシー関連の課題がどのような実影響を及ぼしているのか、また、個人情報保護における既存の取組が若者の目にどのように映っているのか、生の声を基に議論が行われたパネルディスカッションでしたが、とても強く印象に残りました。

なお、当委員会からも石井専門委員が生成AI利用に伴う個人情報保護上の課題について発表する中で、こどもを含む要保護性の高い人々への保護措置強化の必要性や、いわゆる3年ごと見直しにおける検討状況に触れる形で、こども関係のトピックスについて発信されました。

また、日本が推進している信頼性のある自由なデータ流通、DFFTについても多くの場面で取り上げられ、DFFTの概念の普及・浸透が着実に進んでいることが確認できました。

私自身、昨年に引き続き越境移転ツールに関するパネルディスカッションに参加して、ツールの開発や普及を通じてDFFTを具体化していくことの重要性について発言することができ、登壇後にも多くの関係者から反響を頂きました。

今回の会議において五つの決議が採択されていますが、そのうちの一つにおいて、GPA決議としては初めてDFFTをタイトルに冠するものが採択されました。その決議のテキストの中で、DFFTは同志国や国際フォーラムにおける共通の目的であるとして言及されたところです。この決議については、当委員会も共同提案機関、つまり「co-sponsor（コ・スポンサー）」としてその策定作業に積極的に関与しており、このような成果文書が採択されたことも大きな成果であったと考えます。

今後もGPAを始めとした国際フォーラムへの参加や関係機関との対話を通じて国際的な議論や活動に積極的に貢献していく所存です。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの浅井委員の御説明並びに事務局の御説明について御質問、御意見をお願いします。よろしいですか。

それでは、私から一言だけ。このGPAというグローバル規模の国際会議に参加して幅広い分野に関するセッションを聴取するとともに、当委員会からの情報発信やほかの国際機関との交流を行ったことは、当委員会の国際戦略に掲げる最新の国際潮流の把握や当委員会のプレゼンス向上、さらには国際的な協力関係の深化などにつながるものでありまして、大変意義深いものであると思います。

このGPAの直前の10月9日から11月にかけて、当委員会はG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにも参加しまして、また、先週は11月26日と27日に第62回APPAフォーラム（アジア太平洋プライバシー機関フォーラム）を東京において当委員会が主催したところであります。この数か月で集中的・効果的な国際活動ができていると考えております。

引き続き、GPAを始めとします国際会議に積極的に参画し、個人情報データを安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築、国際的な協力関係の強化、そして国際動向の把握や情報発信に努めてまいりたいと思います。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

（監督関係者以外退室）

○小川委員長代理 議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

（内容について非公表）

議題4「令和6年度第2四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本件は、個人情報保護委員会における監視・監督権限の行使状況及び漏えい等報告の処理状況につきまして、令和6年度第2四半期の状況を対外公表するものであります。

これらの文書は、当委員会の監視・監督活動について国民の皆様により詳しく知っていただくとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報、特定個人情報の取扱いの参考としていただくため、今年度から公表することとしたものであり、今回は第1四半期に続いて2回目の公表となります。

資料4-1を御覧ください。

「令和6年度第2四半期における監視・監督権限の行使状況の概要」でございます。

1ページ目、公表事案でございますが、令和6年度第2四半期においては、宮崎県綾町に対する指導等の事案や埼玉県熊谷市等に対する指導事案、富士通Japan株式会社に対する指導等の事案、株式会社中央ビジネスサービス等に対する指導等の事案がございました。

そのほか、公表事案以外の監視・監督権限の行使につきましては、3 ページ目以降に記載をしております。

3 ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言が計115件あり、民間事業者は87件を占めております。

不正アクセスを原因とする漏えい等事案を中心に安全管理措置の不備等について指導を行っており、不正アクセスによる漏えい等の原因として、VPN機器の脆弱性やECサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され、対応方法がリリースされていたにもかかわらず事業者が放置していたこと、ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたことなどが見受けられました。

4 ページから11ページまで、指導・助言を行った事案の概要を記載しており、12ページにはこれらの指導の内容別、業種別、人数別の件数を記載しております。

また、13ページ目ですが、行政機関等の指導・助言は28件であり、ウェブサイト掲載に際しての保有個人情報の削除失念のほか、誤送信、誤廃棄、紛失といったヒューマンエラーを原因とする漏えい等事案に対して安全管理措置の不備等について指導を行いました。

13ページから14ページに、事案の概要とともに内容別、対象別、人数別の件数を記載しております。

15ページ目ですが、個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等は計15件でございました。

16ページ目からは、マイナンバー法に基づく権限行使でございます。指導・助言は4件、報告徴収、立入検査は0件でございました。

続いて、資料4－2を御覧ください。

「令和6年度第2四半期における漏えい等報告の処理状況」でございます。

1 ページに概要を記載しておりますので、そちらで御説明いたします。

令和6年度第2四半期の漏えい等事案に関する報告の処理件数を見ると、個人情報4,071件、特定個人情報72件となっております。

また、個人情報の処理件数の内訳を見ますと、個人情報取扱事業者3,599件、国の行政機関等44件、地方公共団体等428件となっております。

報告対象事態の該当要件別に見ますと、引き続き、要配慮個人情報を含む個人データ等の漏えい等が生じたことによるものが最も多くなっております。

特定個人情報につきましては、紛失、誤送付等のヒューマンエラーに起因するものや不正アクセスを要因とするものが多くなっております。

個人情報、特定個人情報の処理件数の詳細は、次ページ以降の表を御参照ください。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に修正の意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表するということではよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。それでは、次の議題に移ります。

議題5「令和6年度第2四半期における総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の受付状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から説明いたします。

本件は、個人の方や事業者等からの個人情報等及び特定個人情報の取扱いに関する相談を電話で受け付けている「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況につきまして、令和6年度第2四半期から対外公表を開始するものです。個人情報保護法の円滑な運用を図る総合的な案内所である「個人情報保護法相談ダイヤル」、そして「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況につきましては、これまでも、当委員会の年次報告及び上半期報告で対外公表していたところですが、個人の方や事業者等が、それらの受付状況をよりタイムリーに把握し、個人情報等及び特定個人情報の適正な取扱いの参考とすることができるよう、今般、四半期ごとに取りまとめた「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況を対外公表することといたしました。

なお、「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」につきましては、既に四半期ごとの対外公表を開始しているところですが、「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況を対外公表することにより、当委員会における総合的な案内所としての取組状況につきましても、周知・広報されるものと考えております。

それでは、1ページ目を御覧ください。1ページ目に「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」における対応の概要を記載しております。これらの窓口においては、まず、個人情報保護法の解釈、個人情報保護制度及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに関する一般的な「質問」に応じておりますほか、相談者と事業者等の間に生じた個人情報等及び特定個人情報に関する個別具体的な「苦情」にも応じております。

「苦情」につきましては、それらを解決するために必要な法令やガイドラインの規定を案内し、その内容を基に事業者等に事情を聞いたり、要求等をしたりといった対応を相談

者に促すなどして、まずは、当事者間で自主的に解決していただくようにしております。その具体的な内容につきましては、後ほど御説明する各ページの「助言等内容」の欄に記載しておりますが、当事者が「苦情」を自主的に解決する際の参考にもなると考えております。

そして、相談者が「苦情」を自主的に解決することができない場合には、当委員会が相談者と事業者等の間に立って解決を促す「苦情あっせん」を行っております。

なお、法令違反のおそれが高い相談が寄せられた場合には、監視・監督権限の行使を担当する部署に情報提供を行い、当該部署においては、事案に応じて適切に対応しております。その一部については、後ほど御説明する5ページ目及び6ページ目に記載しております。

2ページ目を御覧ください。令和6年度第2四半期における「個人情報保護法相談ダイヤル」及び「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の総受付件数は6,476件、苦情件数は2,194件、質問件数は3,659件、その他の件数は623件です。いずれも前期と比べてほぼ横ばいでしたが、一日平均の総受付件数は104件、苦情件数は35件、質問件数は59件、その他の件数は10件と、一日に数多くの相談が寄せられております。

なお、その他の件数につきましては、「個人情報保護法相談ダイヤル」に寄せられた個人情報保護制度に関する要望等その他個人情報保護法以外の問合せ、「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」に寄せられたマイナンバー法又はマイナンバー制度に関する意見等をいいます。

3ページ目からは、「個人情報保護法相談ダイヤル」の民間部門、個人情報保護法の民間規律に関する相談の受付状況になります。令和6年度第2四半期における総受付件数は5,282件、苦情件数は1,824件、質問件数は3,115件、その他の件数は343件です。いずれも前期と比べてほぼ横ばいでした。

4ページ目には、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「利用目的」、「第三者提供」、「開示等」、「漏えい等の報告等」、「正確性の確保」に関する苦情が多く寄せられておりました。個人の権利利益の侵害に直接的な影響を及ぼす可能性の高い「不適正利用の禁止」、「適正な取得」に関する苦情につきましても、一定程度相談が寄せられております。

5ページ目及び6ページ目は、4ページ目でお示した類型ごとの主な苦情内容とそれらに対する助言等内容を記載しております。

7ページ目を御覧ください。当期における「個人情報保護法相談ダイヤル」での苦情あっせん申出受付件数は8件です。具体的には、保有個人データの利用停止を求める苦情の申出、開示請求の手法方法につき回答を求める苦情の申出が寄せられました。苦情件数に比べて苦情あっせんの申出受付件数、また、その類型が少ないという状況にあります。既に述べたとおり、寄せられている苦情に対して、まずは当事者間の自主的な解決を促すようにしており、大半がこれにより解決されているものと推察しております。

また、苦情あっせんの申出を頂く場合でも、その多くが、相談者が法令を十分に理解しておらず、事業者は適法な対応をしていることが窺われる事案、あるいは相談者と事業者の歩み寄りが期待できない事案など、苦情あっせんによる解決に適さないものであることにあると考えております。

8 ページ目には、主な質問の類型ごとの件数を記載しております。「第三者提供」、「漏えい等の報告等」、「定義」、「利用目的」に関する質問が多く寄せられておりました。

9 ページ目からは、「個人情報保護法相談ダイヤル」の公的部門、個人情報保護法の公的規律に関する相談の受付状況になります。令和6年度第2四半期における総受付件数は842件、苦情件数は346件、質問件数は356件、その他の件数は140件です。いずれも前期と比べてほぼ横ばいでした。

10 ページ目には、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「利用及び提供の制限」、「開示等」、「保有の制限等」、「安全管理措置」に関する苦情が多く寄せられておりました。

11 ページ目は、10 ページ目にお示した類型ごとの主な苦情内容とそれらに対する助言等内容を記載しております。

12 ページ目には、主な質問の類型ごとに件数を記載しております。前期に引き続き、「利用及び提供の制限」、「開示等」に関する質問が多く寄せられておりました。

13 ページ目からは、「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」の受付状況になります。令和6年度第2四半期における総受付件数は352件、苦情件数は24件、質問件数は188件、その他の件数は140件です。前期と比べて、苦情件数のみ減少し、総受付件数、質問件数、その他の件数はほぼ横ばいでした。

苦情件数が減少した理由につきましては、14 ページ目に記載しております。前期は特定の漏えい等事案が発生したことに伴い、「本人通知を受領した者からの漏えい等情報の悪用に対する不安」に関する相談が多く寄せられたところですが、令和6年度第2四半期は、特定の漏えい等事案が発生せず、同種の相談があまり寄せられませんでした。

同じく14 ページ目に、主な苦情の類型ごとの件数を記載しております。「収集等の制限」に関する苦情が多く寄せられておりました。

15 ページ目は、14 ページ目でお示した類型ごとの主な苦情内容とそれらに対する助言等内容を記載しております。

16 ページ目を御覧ください。当期における「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」での苦情あっせん申出受付件数は5件です。いずれも事業者等に個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面のコピーを収集された苦情の申出です。

同じく16 ページ目には、主な質問の類型ごとの件数を記載しております。「安全管理措置」に関する質問、具体的に申し上げますと、特定個人情報の保存期間やその廃棄方法を問う質問、また、「提供の制限等」に関する質問が多く寄せられておりました。

なお、委員会では、「個人情報保護法相談ダイヤル」、「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」のほかにも、個人情報等に関する各種相談に対応しているところです。具体的に申し上げますと、「PPC質問チャット」においては、AIを活用して、24時間、個人情報保護法に関する基本的な質問に対応しており、また、「行政機関等からの相談・照会窓口」においては、行政機関等からの保有個人情報の取扱い等に関する相談・照会に応じております。

「PPC質問チャット」の利用件数につきましては8ページ目に、「行政機関等からの相談・照会窓口」の回答状況につきましては12ページ目に、それぞれ記載しております。

今後、個人情報保護法に関する基本的な質問に対応する「PPC質問チャット」の精度を高め、「個人情報保護法相談ダイヤル」又は「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」が個人情報等及び特定個人情報の取扱いに関する苦情又は苦情あつせんの対応に注力できるように取り組んでまいります。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要について、公表するということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題6「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会の開催について」、事務局から説明をお願いいたします。

○荒川企画官　それでは、資料6に沿って説明をさせていただきます。

今般、データ関係省庁等との連携の一環としまして、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を開催することとなりましたので、報告をいたします。

まず、設置の趣旨・背景について水色の四角い枠に記載しております。一つ目の○でございますが、個人情報取扱事業者等は、個人情報保護法に基づき、情報システムに対する外部からの不正アクセス等を防止することが期待されております。しかしながら、近年、サイバー攻撃は一層高度化・複雑化・巧妙化しており、攻撃対象も拡大し続けております。これらは個人データの漏えい等の大きな要因となっております。

このような情勢の中で、当委員会において個人情報保護法上求められる各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握し、個人情報取扱事業者や公的機関等に対する効果的な普及啓発の在り方等を検討する観点から、「個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会」を新たに開催することといたしました。

続きまして、「１．開催目的等」を御覧ください。今ほど説明したとおり、各種の安全管理措置として講じ得る方策等について検討・把握するとともに、効果的な普及啓発の在り方等について議論するため、四半期ごとに本連絡会を開催することとしております。

「２．検討事項」でございますが、主な検討事項は、「直近の漏えい等報告や指導の状況を説明し、専門的見地から個人データ等の漏えい等の対策や留意すべき点等について、助言を得る。」及び「その他、安全管理措置の実施方策や効果的な普及啓発の方法に係る情報交換を実施。」としております。

「３．参加機関」については、資料に記載してある機関となります。

今後のスケジュールですが、本委員会へ報告後、所要の準備を進め、本年中に第１回の会合を開催したいと考えております。

本資料につきましては、委員会後、公表を予定しております。

説明は以上となります。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

今年中に開始ということで、よろしくお願ひしたいと思います。委員会としましては、注意喚起等を通じて、寄せられた漏えい報告等を還元して対策の強化を呼びかけているところですが、いろいろな収集事例の活用によって、より効果的な啓発活動をするにはどうすればよいかということについて、ぜひ他の機関からフィードバックを頂いて、有効に使っていただければと思います。それが１点です。

それから、注意喚起について議論していた際に、例えばランサムウェア対策等の技術的な部分については、参加機関の一つであるIPAが細かいチェック項目等を準備しているということを聞いたのですが、そういった参加機関の役割分担をどうすべきかということについてもぜひ明確にさせていただいて、連携がより効果的に取れるような形でお願いできればと考えております。

以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

では、片岡参事官、お願いします。

○片岡参事官　２点コメントを頂いたと認識しております。サイバーセキュリティに関する効果的な啓発活動ということと、セキュリティ関係省庁・機関の役割等ということでコメントを頂きました。ありがとうございます。

1点目のサイバーセキュリティに関する効果的な啓発活動について、委員会ではこれまでも多くの不正アクセス事案に対応してきていますが、これらについては、今年度の第1四半期から開始した「監視・監督権限の行使状況の概要」の中で、多数の不正アクセス事案を載せているため、これを参考にしていただければと思いますし、連絡会においても、この資料について参加機関に対し説明させていただくということになっております。

さらには、不正アクセス事案については各種不正アクセスの類型別に対応策がそれぞれございますので、これら類型別の具体的対策を整理したものを示すことも有効ではないかと考えておりまして、こうした注意喚起を行うことも検討しているところです。

2点目の機関間の役割分担についてですけれども、委員会としては、漏えい等報告が提出された不正アクセス事案に対して、これまで個別事案ごとに向き合って再発防止策を指導しているわけですが、委員会はあくまで個人情報保護の観点から安全管理措置を中心にした指導を行っており、技術的安全管理措置の面での指導も、基本的な体制整備を促すなどの内容になっております。そのため、委員会はどのようなシステム・プログラム上の脆弱性があるかなど、高度で技術的な情報提供の面では役割を担うものではなく、他の機関との分担ができていると考えております。実際にセキュリティ技術面の脆弱性情報などについてはIPAなどが公表しており、事業者もこうした情報を踏まえてセキュリティ対策を講じているというのが実態でありまして、これらの分担は今回こういった連絡会を開始するとしても全く変わらないと考えております。

委員会は、漏えい等報告の義務化により事案に関する情報を得ていますので、他の機関にとっても役立つ情報を提供できると考えており、この連絡会で各種案件を説明・共有させていただくわけですが、一方で、他の参加機関からは委員会の今後の監視・監督に必要な知見を頂きたいと考えております。これにより、1点目の啓発活動にも関係しますが、こうした情報共有を通じて、委員会の啓発活動の内容をブラッシュアップしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

清水委員、よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、ただいまの議論も含めまして所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録、議事概要については公表するということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。